## 他の教育機関を卒業(修了)し専攻科に在籍する者の技術者教育プログラム 「複合型もの創り工学」の履修規程のプログラム修了要件の取扱い

本校本科で佐世保工業高等専門学校・技術者教育プログラム「複合型もの創り工学」(以下「教育プログラム」という。)を修得した者以外の本校専攻科学生の教育プログラムの科目及び修得単位の取扱いは次のとおりとする。

- 1 教育プログラム履修規程第4条に定めるプログラム構成を、本取扱いにおいては、本科4年と 5年の2年間を前期課程、専攻科の2年間を後期課程という。
- 2 前期課程に相当する課程の他の教育機関において修得した科目及び単位については、本取扱いの定めるところにより、教育プログラムの修得及び修得単位と見なすことができる。
- 3 2による取扱いは、入学前に他高専等で履修し単位を修得した授業科目等で、前期課程の対応する科目において60点以上相当の成績と判定したものについて認定された科目及び単位とする。
- 4 2の取扱いを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、所定の様式により、学校長に申請しなければならない。
- 5 2の取扱いは、学校長の付託を受けた専攻科委員会において申請書類等をとりまとめ、当該申請科目を担当する科目担当教員の判定を受け作成した評価一覧表により専攻科委員会で審議し、 その議を経て、学校長が認定する。
  - (1) 専攻科委員会は、審議に当たって必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴取することができる。
  - (2) 専攻科委員会は審議に当たって必要と認める場合は、科目担当教員と協議し、申請者に対し、資料の提出、補習、補講、口頭若しくは筆記による試験の受験等を求めることができる。
- 6 学校長は、申請者に5による認定結果を通知する。

付 則

この取扱いは、平成16年9月3日から施行し、平成17年3月修了生から適用する。